

● 4つの特徴 ●

保険料¥250~でしっかり補償

ウェブでらくらく、スピードお申し込み!

モンベルのウェブサイトから、補償プランを選んで加入するだけ。お支払いはクレジットカードでOK。その場でお手続きが完了します。

お申し込み当日のご出発でも補償!!

※ご出発までに加入手続きを完了させてください。

メンバーズポイントが貯まります!

モンベルクラブ会員の方には、お買い物の際と同様、保険料の3%のポイントが、またご家族のご加入についても会員の方に3%のポイントが貯まります。

モンベル野あそび保険
保険料¥250~



(単位:円)

プラン名		1泊2日まで		3泊4日まで		6泊7日まで	
		SAO1	SBO1	MAO1	MBO1	LAO1	LAO1
保険料		¥500	¥250	¥500	¥250	¥500	¥500
保険金額	基本補償	死亡・後遺障害	599.2万	363.9万	336.3万	199.4万	174.8万
		入院保険金日額	7,500	3,500	4,500	2,500	1,000
	特約	個人賠償責任*	1億	1億	1億	1億	1億
		携行品(自己負担額3千円)	10万	—	10万	—	10万
	救援者費用等補償	300万	300万	300万	300万	300万	

[全てのプランにセット] ※賠償事故解決特約

(2012.10)

モンベル山行保険
保険料¥1,000~



(単位:円)

プラン名		1泊2日まで		3泊4日まで		6泊7日まで		
		SDO1	SFO1	MDO1	MFO1	LDO1	LFO1	
保険料		¥2,000	¥1,000	¥2,000	¥1,000	¥2,500	¥1,500	
保険金額	基本補償	死亡・後遺障害	279.7万	205.6万	126.8万	108.8万	263.7万	339.3万
		入院保険金日額	2,000	—	1,500	—	1,000	—
	特約	個人賠償責任*	1億	1億	1億	1億	1億	1億
		携行品(自己負担額3千円)	10万	—	10万	—	10万	—
	救援者費用等補償	300万	300万	300万	300万	300万	300万	
	遭難搜索費用	100万	50万	100万	50万	100万	50万	

[全てのプランにセット] ※賠償事故解決特約

(2012.10)

国内旅行期間中にピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登山や登山用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象とした保険です。野あそび保険に危険度の高い山岳登山中の事故の補償を加え、さらに遭難時の救助隊による搜索活動にかかった費用まで補償します。

プランのセレクト

アクティビティに合わせてプランを選べます。

以下は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。



ハイキング



トレッキング



ピッケルを使用する 山岳登山



ボルダリングなどの クライミング



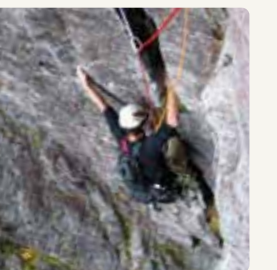
サイクリング



カヌー&カヤック



登山用具を使用する 山岳スキー



登山用具を使用する クライミング

モンベル野あそび保険

モンベル山行保険

年間を通じてアウトドア・アクティビティを楽しむ方はこちら!

● モンベル 傷害総合保険のご案内 ●

モンベル
野外活動保険™
(傷害総合保険)

モンベル山岳保険
(運動危険割増付)
(傷害総合保険)

保険期間
1年・3年・5年で
加入できる

モンベルウェブサイトおよび全国のモンベルストアにてご加入いただけます。
(一部店舗除く)

保険料は店頭でのお支払い、印鑑不要で、最短翌日正午からの補償開始が可能です。損害保険販売の資格を持ったスタッフがご案内いたします。

※補償内容・引受条件等は「国内旅行傷害保険」と異なりますのでご注意ください。詳細はモンベルウェブサイト・パンフレット等でご確認ください。



Q&A

Q1. 靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金の支払い対象となりますか?

A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払いの対象となりません。その他、日焼け、野球肘、低温火傷なども支払の対象となりません。ただし、滑落などの事故が原因で動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払いの対象となります。

Q2. スキーを楽しんでいますが、スキー板は携行品の対象となりますか?

A. スキーの板は携行品の対象となります。以下、携行品対象となるもの、対象とならないもの主な例をご参考ください。

対象: スキーの板、スノーボードの板、つり竿、デジカメ、メガネ、サングラス、個人用ノートパソコンなど
対象外: ヨット、ボート、モーターボートなど

Q3. 救援者費用と遭難搜索費用はどう違うのですか?

A. ●「救援者費用」とは、旅行行程中に生じた遭難などの事故により、保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した搜索救助費用、交通費、宿泊施設の客室料、移送費用、諸雑費のことです。「救援者費用等補償特約」ではこれらの費用が補償されます。ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山などの事故については、モンベル山行保険ご加入時のみ、交通費、宿泊施設の客室料、移送費用、諸雑費が補償されます(搜索救助費用は補償の対象外となります)。
●「遭難搜索費用」とは、日本国内において山岳登山の行程中に遭難した場合に、遭難した被保険者を搜索、救助または移送する活動に要した費用のことです。モンベル山行保険の「遭難搜索費用特約」ではこの費用が補償されます。

Q4. インターネット環境やクレジットカードがない場合、近くにモンベルストアがない場合は保険契約できませんか?

A. 申し訳ございませんが、本保険はウェブサイトからのお申し込み専用となっております。別商品の保険期間1年・3年・5年の傷害総合保険「モンベル野外活動保険™」「モンベル山岳保険」はモンベルストア店頭でのご加入も可能ですので、そちらへのご加入をご検討ください(補償内容は本保険とは異なります)。

野あそび保険(国内旅行傷害保険) & 山行保険(運動危険割増付国内旅行傷害保険)補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡・後遺障害 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内 ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	①死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。* ②後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100～3%の額をお支払いします。 *死亡保険金をお支払いする原因となったケガに対して、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合には、死亡保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を控除した残額となります。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒酔運転 ③脳疾患、病気または心臓喪失 ④地震、噴火、津波 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3. スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山員など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ *ただし、山行保険ご加入の場合は、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山員であっても補償対象となります。
入 院 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガにより平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ事故の発生の日からその日を含めて180日以内入院(入院に準じた状態を含みます)された場合	[入院保険金日額×入院日数] ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
手 術 保 険 金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために傷害保険普通保険約款に定める手術を受けられた場合	手術の種類に応じて [入院保険金日額の10倍、20倍または40倍] ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内を受けられた手術1回に限ります。 (例)交通事故で足を骨折し、手術を受けられた場合 ……………入院保険金日額の10倍	など

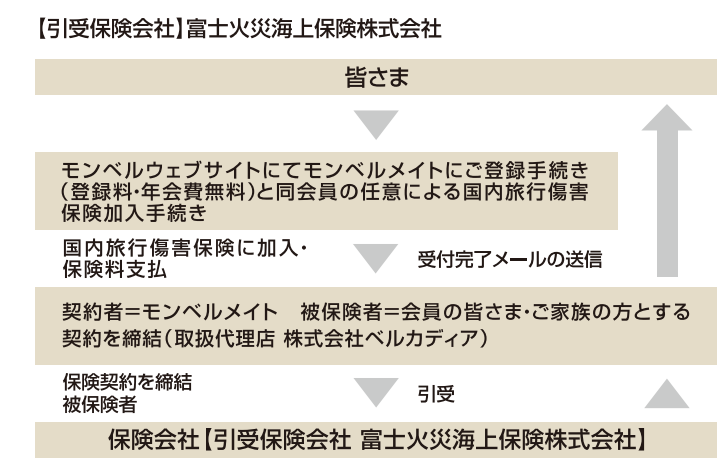
特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償 責任特約	国内旅行中に偶然な事故により誤って他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に賠償金額をお支払いします。 (注1)賠償金額の決定については、事前に富士火災海上保険株式会社の承認が必要です。 (注2)損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 *この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝・示談または調停もしくは訴訟の手続き(弁護士などの選任を含みます。)は原則として富士火災海上保険株式会社で行います。	1. 故意、地震、噴火、津波による損害賠償 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による損害賠償 3. 職務遂行に直接起因する損害賠償(仕事上の損害賠償) 4.自動車などの所有・使用・管理による損害賠償 5.同居の親族に対する損害賠償
携行品特約	国内旅行中に、偶然な事故により、携行している身の回り品(携行品)に損害が発生した場合 (注)携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなどを指し、次のものは含まれませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本(本などの原稿)、設計書、船舶(ヨット・モーターボートを含みます)、自動車(オートバイを含みます)、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物	携行品保険金額を限度として、修繕費または時価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額)をお支払いします。 (注1)1組または1対のものについて10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては5万円を限度とします。 (注2)1回の事故につき、3,000円(自己負担額)をご自身で負担いただきます。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①故意または重大な過失 ②地震、噴火、津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. 差し押さえ、没収などの公権力の行使 3. 欠陥、自然消耗、虫食い 4. 置き忘れ、紛失 5.擦傷・塗料の剥落など外観のみの損傷で、機能が支障をきたさない損傷 6.ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山員、ハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間、そのスポーツに使用する用具に発生した損害

救護者費用等 補 償 特 約	国内旅行中に、 ①搭乗する航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②事故により生死が確認できない場合または緊急な 捜索、救助活動が必要になることが警察などにより確認された場合 ③ケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合	救護者費用等保険金額を限度として保険契約者、被 保 険 者 および 親 族 の 方 が 支 出 した 次 の 費用をお支払いします。 ①捜索救助費用(山岳遭難を除く) ②現地への交通費(救護者2名分まで) ③現地での宿泊料(救護者2名、14日分まで) ④現地からの移送費用(遺体移送費用または治療中の被保険者を被保険者の住所もしくは病院に転送するために要した移送費、医師、看護師の付添いに要する費用を含みます。) ⑤諸雑費(3万円まで) *払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた費用 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒酔運転 ③脳疾患、病気または心臓喪失 ④地震、噴火、津波 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3. スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山員など、特に危険度の高いスポーツ中のケガなど *ただし、山行保険ご加入の場合は、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山員であっても左記のお支払いする保険金②～⑤をお支払いします。
-------------------	--	---	--

遭難捜索費用 特 約	日本国内において山岳登山員(注)の行程中に遭難された場合 (注)ビッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング、フリークライミングをいいます。	被保険者の捜索・救助・移送のために捜索者に支払った費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて遭難捜索費用保険金額をお支払限度とします。
---------------	--	---

【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト 代表者 辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトより受付完了メールを送信いたします。



【ご加入条件について】

<ご加入者(保険料負担者)について>
以下の要件を満たすことが必要です。

- モンベルメイトであること。
- インターネットメールアドレスを所有していること。
- 本人名義のクレジットカードを所有していること。(お取扱いはカード:DC-VISA・MASTER・SAISON)
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有していること。

<保険の対象となる方(被保険者)について>

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険期間終了時点で年齢が満90歳以上の場合はご加入いただけません。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚)です。
- 個人賠償責任特約に関しては、本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の子ども(未婚*)が被保険者となります。なお、ご本人が未成年の場合で、ご本人に関する事故のときに限り、ごご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者も被保険者の範囲に含まれます。
*未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【ご注意】

- ご加入に際しては重要事項説明書(「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」)を必ずお読みください。なお、お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には印を付けておりますので、必ずご確認ください。また、ご加入者と補償の対象となる方が異なる場合には、その方にもご契約に関する内容をご説明ください。
- このパンフレットは「国内旅行傷害保険」の概要を説明したものです。詳しくは「国内旅行傷害保険リーフレット」をご覧ください。
- ご不明な点につきましては、代理店までお問い合わせください。

<2012.10 61260 13-0195>
(注)本書は2013年10月末日まで有効です。ただし、商品改定、保険料改定等により、本書の内容に変更が生じた場合は、無効となります。

事故が起ったら

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありまると、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【ご加入手続きの流れ】モンベルウェブサイト



mont-bell mate
— モンベルメイトについて —

1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。
●モンベルクラブ会員(年会費:¥1,500)
●通信販売利用者●M.O.C.イベント参加者
●アンケート回答者●旧モンベルクラブ会員
●既保険加入者(2005年4月1日以降)

2.サービス内容
モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害総合保険の加入ならびにメールマガジンの配送サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。

3.登録内容に変更があった場合
氏名、住所、eメールアドレスなど届出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどがお届けできず、サービスが受けられなくなることがあります。

モンベル野あそび保険

(国内旅行傷害保険)

モンベル山行保険

(運動危険割増付 国内旅行傷害保険)

1泊2日からご利用いただける保険
国内旅行傷害保険のご案内



安心と一緒に出かけよう

お申し込みはウェブサイトから
<http://hoken.montbell.jp>

mont-bell

取扱代理店

Bellcadia
株式会社ベルカディア
保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2
*株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

引受保険会社

富士火災海上保険株式会社
東京本社/〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル
TEL.03-5400-6000 (大代表)
http://www.fujikasai.co.jp
大阪本社/〒542-8567 大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741 (大代表)

